

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する公共料金等専門調査会意見

平成 27 年 6 月 11 日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等について検討した。設定案の内容は以下のとおり。

- 特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)に対して平成 27 年 10 月から適用する基準料金指数を以下のとおり設定する。

区分(バスケット)	H26. 10~H27. 9	H27. 10~H28. 9
音声伝送バスケット(注1)	92. 7	94. 8
加入者回線サブバスケット(注2)	100	102. 3

(注1)「音声伝送バスケット」とは、NTT 東西の加入電話、ISDN、公衆電話について、①基本料(施設設置負担金)、②通話料、③番号案内料を含む料金全体の指数。

(注2)「加入者回線サブバスケット」とは、音声伝送バスケットのうち①基本料(施設設置負担金)について取り出したものの指数。

平成 27 年 6 月 11 日に総務省に対してヒアリングを行い、調査審議した結果、上記設定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下のとおりである。

1. 結論

- 設定案の内容は、妥当であると認められる。なお、周知期間においては、基準料金指数の設定に当たっての算定の考え方等について、総務省は、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○電気通信事業法施行規則において、基準料金指数を算定する際の生産性向上見込率(以下、「X 値」という。)は、3年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定されるとしている¹。このため、基準料金指数の設定に関する審査に当たっては、X 値の算定について妥当に行われたかを審査することが必要である。

○総務省からの報告等により、平成 27 年度から平成 29 年度までの X 値を算定するにあたり、①NTT 東西の収入予測、②NTT 東西の費用予測、③適正報酬額の予測、④消費者物価指数変動率の予測が行われていること等について妥当性を確認することができた²。

○以上の審議結果により、1. の結論とするものである。

3. 留意事項

○基準料金指数と実際料金指数については、平成 17 年 10 月以降、乖離が生じている事態³が続いており、プライスカップ制度が経営効率化のインセンティブとして十分に機能していないことが懸念される。この問題に対してどのように対応していくのか、平成 30 年度の設定に向けて、プライスカップ制度の在り方も含め、総務省

¹基準料金指数の算定方法については、電気通信事業法施行規則により、以下のとおり定められている。

基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数×(1+消費者物価指数変動率－生産性向上見込率(X 値)+外生的要因)

なお、基準料金指数を算定する際の「消費者物価指数変動率」は電気通信事業法施行規則に基づき平成 26 年の暦年値である 2.7% (全国総合指数)としている。他方、X 値を算定する際の「消費者物価指数変動率」の予測値は、平成 26 年度の暦年値及び、政府、日本銀行、日本経済研究センターの平成 27 年度の予測値及び平成 28 年度の予測値を平均した 1.8%と推計している。このように異なる数値を適用していることを、より明確に説明すべきである。

² X 値の算定については、総務省において平成 27 年 2 月より「プライスカップの運用に関する研究会」が計 3 回開催され、推計の考え方について整理が行われた。

³ 音声伝送バスケットについて、平成 17 年 10 月以降、基準料金指数が 92.7 で推移しているのに対して、実際料金指数は概ね 86～88 程度の水準で推移している。

としての考え方を整理されたい⁴。その際、消費者団体等の意見を適切に反映するよう努められたい。

○今般の X 値の算定のために、総務省において開催された「プライスカップの運用に関する研究会」については簡略な議事概要が公表されるのみで十分な情報公開が行われていなかった。平成 30 年度の設定に向けて検討を行う際には、改善されたい。

以上

⁴ 6月11日開催の「第12回公共料金等専門調査会」において、総務省より、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（平成26年12月18日公表）に基づき、今後、プライスカップ制度についても見直しを検討するとの発言があった。